官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○生活保護法による保護の基準の一部を改正する件（厚生労働一七六）　一
〔その他告示〕
○指定区間の指定に関する告示の一部を改正する告示（国土交通四三七）　七
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　八
特殊法人等
独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、企業年金基金変更、日本弁護士連合会懲戒処分関係　五一
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　六一
会社その他
会社決算公告

法規的告示

○厚生労働省告示第百七十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第八条第一項の規定に基づき、生活保護法による保護の基準（昭和三十八年厚生省告示第百五十八号）の一部を次の表のように改正し、令和七年十月一日から適用する。

令和七年六月二日

厚生労働大臣　福岡　資麿